

「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例の改正(案)」に関する パブリックコメント手続の実施結果について

1 概要

令和5年5月に「宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「盛土規制法」という。）」が施行され、本市においても令和7年4月に同法に基づく規制を開始する予定であることから、法との整合を図るため「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例(以下「土砂条例」という。）」の改正に向けた検討を進めているところである。

土砂条例の改正に当たり、政策等の策定過程における透明性、公平性を確保するとともに、市民への説明責任を果たし、市民の意見を市政に反映することを目的として、土砂条例の改正(案)について、「相模原市パブリックコメント手続要綱」に基づきパブリックコメントによる意見募集を実施したものの。

2 意見募集の概要

- ・ 募集期間 令和6年9月15日（日）～令和6年10月15日（火）
- ・ 募集方法 直接持参、郵送、ファクス、電子メール
- ・ 周知方法 市ホームページ、広報さがみはら、窓口等への配架

※ 資料の配架場所

環境保全課、各行政資料コーナー、各まちづくりセンター（城山・橋本・中央6地区・大野南まちづくりセンターを除く）、各出張所、各公民館（沢井公民館を除く）、各図書館、市立公文書館

3 結果

(1) 意見の提出方法

意見数		8人（15件）
内 訳	直接持参	0人（0件）
	郵送	0人（0件）
	ファクス	1人（3件）
	電子メール	7人（12件）

(2) 意見に対する本市の考え方の区分

- ア：計画案等に意見を反映するもの
- イ：意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- ウ：今後の参考とするもの
- エ：その他（今回の意見募集の趣旨・範囲と異なる意見など）

(3) 件数と本市の考え方の区分

項目	件数	市の考え方の区分			
		ア	イ	ウ	エ
① 条例の名称に関するもの	1	0	1	0	0
② 第1章 総則に関するもの	2	0	2	0	0
③ 第2章 土砂等の埋立て等の許可等に関するもの	2	0	0	2	0
④ 土砂条例全体に関するもの	10	0	8	2	0
合計	15	0	11	4	0

(4) 意見の内容及びご意見に対する本市の考え方

通番	意見の趣旨	市の考え方	区分
① 条例の名称に関するもの			
1	これまでの条例の目的である「豊かな水資源を有する良好な自然環境及び市民の生活環境の保全に資すること」を維持するために、「相模原市土砂等の埋立て等による土壌の汚染の防止に関する条例」ではなく、「相模原市土砂等の埋立て等の規制に関する条例」とすべきであると考えます。	「相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例」との明確化を図るために名称を変更するものであり、土砂条例の目的である「豊かな水資源を有する良好な自然環境及び市民の生活環境の保全に資すること」は維持してまいります。 いただいた意見を踏まえ取組を推進してまいります。	イ
② 第1章 総則に関するもの			
2	1の理由により、条例の目的から「土砂等の埋立てによる災害の発生の未然防止」を除外するのは良いとしても、「豊かな水資源を有する良好な自然環境及び市民の生活環境の保全に資することを目的とする。」ことは除外すべきでないと考えます。	土砂条例の目的である「豊かな水資源を有する良好な自然環境及び市民の生活環境の保全に資すること」については、本条例改正では削除する予定はありません。	イ

3	<p>1の理由により、土地を占有し、又は管理する者は、「良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、当該土地を適正に管理するよう努めなければならない」こととすべきであると考えます。</p> <p>盛土規制法では災害の防止について規制があるのみですが、相模原市の豊かな自然環境及び生活環境を保全するには災害さえ起らなければよいというものではなく、工事に伴う生態系の破壊を未然に防止し又里山の景観等を守る必要があるからです。</p>	<p>土砂条例の目的である「豊かな水資源を有する良好な自然環境及び市民の生活環境の保全に資すること」については、本条例改正では削除する予定はなく、土地所有者等の責務についても、「良好な自然環境及び生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。」こととしています。</p>	イ
③ 第2章 土砂等の埋立て等の許可に係る規定等に関するもの			
4	<p>1の理由により、これまでの条例の(許可の基準)第15条</p> <p>(4) 事業区域及びその周辺の地域における自然環境を保全するため、必要な措置が講じられていること。</p> <p>(5) 事業区域及びその周辺の地域における生活環境を保全するため、土砂等の埋立て等に伴い発生する騒音、振動、粉じん等による環境の悪化の防止について必要な措置が講じられていること。</p> <p>を削除すべきでないと考えます。</p>	<p>本条例改正では、土砂等の埋立て等は、盛土規制法の施行により、原則として土砂条例第8条第2項第4号(許可を要しない土砂等の埋立て等)に該当することとなり、許可対象事業がなくなることが見込まれるため、許可制度を廃止するものです。</p> <p>いただいた意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ
5	<p>1の理由により、</p> <p>「ア 市長は、特定事業主に対し、特定埋立て等による土壌の汚染の防止並びに良好な自然環境及び生活環境の保全を図るために必要な指導及び助言を行うことができることとします。</p> <p>イ 市長は、特定事業主が行った特定埋立て等により土壌の汚染が発生し、又はそのおそれがあると認めるときは、区域内土地所有者等に対し、必要な指導及び助言を行うことができることとします。」</p> <p>上記の2点に対しては指導及び助言ではなく、許可の要件とすべきであると考</p>	<p>本条例改正では、4の理由から許可制度を廃止しますが、土砂条例の許可制度の有無に関わらず、土砂等の埋立て等に当たっては、環境保全に係る措置が必要であるという考えから、指導等に係る規定を創設することとしたものです。</p>	ウ

	<p>えます。</p> <p>「指導」では悪質な業者による土砂搬入強行が防げず、最終的には行政代執行につながりかねないからです。</p>		
④ 土砂条例全体に関するもの			
6	<p>(1～5を踏まえて)</p> <p>相模原市の、豊かな水資源を有する良好な自然環境及び市民の生活環境の保全のため、今回の条例改正により、これまでの規制にスキマが生じることの無いよう、全文にわたって見直しをすべきであると考えます。</p>	<p>本条例改正は、盛土規制法による規制が開始した中においても、同法と土砂条例により包括的な規制が継続できるよう必要な改正を行うものです。</p>	イ
7	<p>以前より、相模原市の森林の奥地に土砂や残土などを持ち込むトラックがあり、それによる新たな土砂災害や自然破壊が引き起こされる懸念をずっと感じていました。近隣住民が抗議活動をして、あの手この手を使って一向に止める気がないことも話に聞いています。</p> <p>森林破壊や二次災害の危険性、近隣住民への悪影響があるものについては実施不可、また、現在実施している業者も直ちに中止すること、と言う強制力の強い法的にも罰則のある条例があると良いと感じています。</p> <p>今回のこの改正案に期待しています。</p>	<p>本市では、土砂条例を制定し、土壌汚染防止、土砂災害防止の観点からの規制を行ってきました。</p> <p>本条例改正は、盛土等による土砂災害の防止を目的とする盛土規制法が施行されたことを踏まえ、同法と土砂条例により包括的な規制を継続できるよう必要な改正を行うもので、土壌汚染の防止に関する規制の他、自然環境・生活環境の保全のために必要な指導を行うこと等が出来るようにするものです。</p> <p>いただいた意見を踏まえ、取組を推進してまいります。</p>	イ
8	<p>牧野地区(篠原地区)の山林に業者が土砂や残土をトラックで運び込み、盛土をしている件について、この開発行為は、自然破壊や土砂崩れのリスクが高くなるだけではなく、土砂を積載した大型のトラックが狭い道を猛スピードで走るため危険が生じるケースがあり大変迷惑しております。</p> <p>人命に危険を及ぼす土砂の埋め立てや盛土は断固反対なので、そのような行為を取り締まる条例改正ができることに賛成です。</p>		イ
9	<p>土砂の埋め立てや盛土は人命にかかわることなので反対です。</p> <p>そのような行為を取り締まる条例改正ができることに賛成します。</p>		イ

10	<p>今回の盛土規制法との重複等による市土砂条例の改正について、市内の盛土処分が地域住民生活によって安全安心を担保する条例になること。特に津久井地域、リニア事業による盛土が、現状の気候変動による想定外の集中豪雨、度重なる台風、地震等で崩落の危険性が增大している現実に対処しうるのかかなり疑問です。</p>	<p>盛土規制法は、これまで法規制が課せられていなかった盛土等に対し、全国一律で規制を行うこととしており、その規制も、土砂条例と比較して、より厳しい安全性の基準を定めています。</p> <p>本条例改正は、同法と土砂条例により、包括的な規制制度を構築するために行うもので、土壌汚染の防止に関する規制の他、これまで許可の対象とならなかった土砂等の埋立て等に対しても自然環境・生活環境の保全のために必要な指導を行うことが出来るようにするものです。</p>	イ
11	<p>リニア事業による橋本駅南口リニア県駅工事にうず高く積み上げられた盛土崩落の危険性を防止することが出来るのでしょうか。8/29の土のう崩落事故は盛土全面崩落の予兆ではないでしょうか。地域住民生活に安全安心を担保する条例改正にしてください。</p>	<p>現行の土砂条例では、地方公共団体や全国新幹線鉄道整備法の規定により国土交通大臣の指名を受け、建設線の建設を行う法人等が行う土砂等の埋立て等については、規制対象となりません。</p> <p>本条例改正は、盛土規制法による規制が開始した中においても、同法と土砂条例により包括的な規制が継続できるよう必要な改正を行うものであり、いただいた意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。</p>	ウ
12	<p>鳥屋関東車両基地の造成計画プランが施工されようとしています。鳥屋一帯が「土砂災害警戒区域」となっています。台風19号では犠牲者(4人)が出て、地域一帯が浸水しました。河川の氾らんは、今後も相当な環境保全が優先されるべきで、車両基地造成工事は不適切、危険な場所であること警鐘を発し、事業者中止するように警告してください。</p>	<p>本条例改正は、盛土規制法による規制が開始した中においても、同法と土砂条例により包括的な規制が継続できるよう必要な改正を行うものであり、同法では、土砂条例と比較し、より厳しい安全性の基準を定めているほか、無許可での盛土等を行った場合は、最大3年以下の懲役又は千万円以下の罰金(法人重科最大3億円)等非常に重い罰則が科せられます。</p> <p>今後、不法・危険な盛土等がされないように必要な取組を進めてまいります。</p>	ウ
13	<p>緑区牧野篠原地区において昨年度起きた土砂搬入は、2023年8月から12月末まで行政による再三の中止要請にもかかわらず大量の土砂搬入が強行され、地域の土砂災害に係る安全性を著しく阻害し、環境および景観を大きく破壊してしまいました。同時に、毎日多くの巨大なダンプカーが地域住民の日常生活にとって極めて重要な牧野と藤野駅を繋ぐ道路を往来し、住民生活の安全性と便宜性を著しく阻害しました。</p> <p>あのような理不尽で危険な土砂搬入は、緑区牧野篠原地区のみならず相模原市の全域において、二度と行われる</p>	<p>本条例改正は、盛土規制法による規制が開始した中においても、同法と土砂条例により包括的な規制が継続できるよう必要な改正を行うものであり、同法では、土砂条例と比較し、より厳しい安全性の基準を定めているほか、無許可での盛土等を行った場合は、最大3年以下の懲役又は千万円以下の罰金(法人重科最大3億円)等非常に重い罰則が科せられます。</p> <p>今後、不法・危険な盛土等がされないように必要な取組を進めてまいります。</p>	イ

	<p>べきではありません。そういった観点から一部の無謀な業者による強硬的な土砂搬入を断固阻止するという観点からの今回の条例改正案であれば、感謝の念を持ってそれを強く支持します。</p> <p>しかしながら、「条例の改正(案)の概要について」を拝見するかぎりでは、「指導および助言」とか「勧告」などの強制力の弱い内容となっています。また罰金を規定するのはよいが、50万円以下の罰金は極めて弱いです。土砂搬入業者は少なくとも何千万円という単位の利益を得よう画策しているなか、数十万円の罰金は何の意味もないのではないのでしょうか。昨年度後半の土砂搬入業者の行動を見れば、このような強制力の弱い条例や極めて少額の罰金では強硬的かつ大量の土砂搬入を阻止することは極めて困難であると言わざるを得ません。断固たる強制力と多額の罰金を規定する条例の改正となることを強く要望します。</p>		
14	<p>現行の土砂条例は、他の公共団体に先駆けて、起こりうる土砂災害の発生を未然に防ぐための適切で厳しい条例であったと考えます。ところがこの条例の骨子は盛土規制法の改正に伴い「相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例」に移行し、本条例の改正(案)ではもっぱら土砂等の埋め立て等による【土壌の汚染の防止を指導】する内容に変化し、後退しています。</p> <p>これまでの土砂条例の本懐は埋め立て等の許可に伴う保証金の預託であり、それがあることにより相当数の不法残土などの埋め立て行為等を防いできた実績があります。今回の改正案では許可にかかわる規定、保証金の預託に係る規定などの一切が削除されることとなり、もはやあの厳しかった「相模原市の土砂条例」とは呼べないです。</p> <p>むしろ、「土壌汚染防止指導要綱」などのほうがふさわしいと考えます。</p>	<p>本条例改正は、盛土規制法による全国一律の規制が開始した中においても、同法と土砂条例により包括的な規制が継続できるよう必要な改正を行うものであり、国の通知等を踏まえ、特定埋立て等に係る届出に関する規定を強化しております。</p> <p>なお、保証金の預託については、相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例及び相模原市開発事業基準条例に、新たに位置付けることとしています。</p>	イ

15	<p>周知のとおり、緑区牧野篠原地区では数年前より同一事業者により埋め立てが幾度も試みられてきました。昨夏、脱法の論法で実行行為に至り、大量の土砂が持ち込まれました。搬入経路の地域住民から埋立地の近隣住民、現地の貴重な生態系に至るまで、さまざまな被害が発生しました。</p> <p>土砂等の搬入事業者は、経済的利得のために悪意で脱法行為に工夫を凝らしてきます。条例の改正にあたってはこうした手口を許さない制度設計が不可欠と思います。</p> <p>その点で、現行の「相模原市の土砂の埋め立て等の規制に関する条例」は「土砂搬入させない条例」として機能してきたと考えます。</p> <p>しかし、本改正(案)では、現行条例のいくつかの肝となる点(例えば、「地域住民への説明」「自然環境へ配慮」等)が欠落しています。</p> <p>今回の改正案は、現行条例に抜け穴をつくっており絶対反対です。その点で、現行条例の規制内容が漏れることのないよう、維持すべきと考えます。</p>	<p>本条例改正は、盛土規制法による全国一律の規制が開始した中においても、同法と土砂条例により包括的な規制が継続できるよう必要な改正を行うものです。</p> <p>地域住民への説明については、盛土規制法及び相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例において、自然環境の保全については、土砂条例において指導することとしております。</p>	イ
----	--	---	---